⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の①から④までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（⑴又は２の⑴の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後56日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。

①　病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜と接触した家畜

②　病性等判定日から遡って29日以上63日以内に疑似患畜（第４の２の⑵の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜

③　病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜又は疑似患畜（第４の２の⑵の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

④　第４の２の⑵の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って63日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

⑶　疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、⑵で疫学関連家畜と判断してから患畜又は疑似患畜との接触後56日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

①　生きた家畜

②　生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

③　採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

④　家畜の死体

⑤　家畜の排せつ物等

⑥　敷料、飼料及び家畜飼養器具

２　移動制限区域内の周辺農場の検査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

①　電話調査

都道府県は、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

②　立入検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（鹿にあっては、６頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満４か月以上満17か月未満）のものに限る。）及び鹿にあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑵　清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後52日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿にあっては、６頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

３　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、１の⑵及び２の⑵により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、２の⑴により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

４　１の⑵又は２で異状又は陽性が確認された場合の対応

⑴　農林水産省は、１の⑵又は２及びこれらの後に行う３の検査の結果に基づき、第４の判定を行う。

⑵　農林水産省は、１の⑵又は２及びこれらの後に行う３の検査の結果並びに⑴において行う第４の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

５　検査員の遵守事項

１の疫学調査又は２の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１の疫学調査及び２の検査において、家畜の飼養農場に立ち入らないこと。なお、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

②　車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

③　当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

④　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

⑤　立ち入った農場の家畜について１の⑵又は２で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第12　ワクチン（法第31条）

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（ＯＩＥ）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。

このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第13　消毒薬

牛肺疫菌は、マイコプラズマであることから、次亜塩素酸ナトリウムなど日常使用している消毒薬が有効である。

第14　家畜の再導入

口蹄疫防疫指針第14を準用する。

第15　発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16　その他

口蹄疫防疫指針第16を準用する。